社会福祉法人登守会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人登守会(以下、「法人」という。)の理事、監事、評議 員、及び評議員選任解任委員(以下、「役員等」という。)の報酬に関する事項を定 める。

(報酬)

第2条 役員等が法人業務を行ったとき及び理事会、評議員会、評議員選任解任委員会に 出席したときは、次条に定める役員等報酬を支給する。ただし、施設職員は、これ に値しない。

(支給額)

第3条 支給額は、1時間毎に2,500円とする。なお、報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(端 数)

第4条 1時間未満の端数が生じたときは、30分未満はこれを切り捨て、30分以上はこれを切り上げる。

(支給時期)

第5条 役員等報酬は、支給発生事由が生じた日以後相当期間内に支払う。

(改 正)

第6条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人登守会の理事会及び評議員会の 審議を経るものとする。

附則

平成28年3月28日施行

平成29年3月18日改正